

米政策改革推進対策の見直し

現 行

見直し後

産地づくり対策

産地づくり交付金

メニュー

- ・米の生産調整の推進
- ・水田を活用した作物の産地づくり
- ・水田農業構造改革の推進(担い手の育成)

特別調整促進加算(超過達成等)

麦・大豆品質向上対策

耕畜連携推進対策

畑地化推進対策

当面の措置

稲作所得基盤確保対策

[米価下落の一部を補てんする]

担い手経営安定対策

[一定の要件を満たす担い手を対象にした稲得の上乗せ]

集荷円滑化対策

[豊作による過剰米を区分出荷・保管]

新たな産地づくり対策(平成19年度～平成21年度)

新・産地づくり交付金

メニュー

- ・米の生産調整の推進
- ・水田を活用した作物の産地づくり
- ・水田農業構造改革の推進(担い手の育成)
- ・米の価格下落等に応じた支払い
(品目横断的経営安定対策加入者は対象から除く)

従来の産地づくり交付金部分と積算を分けて提示

注) 麦・大豆品質向上対策、耕畜連携推進対策、畑地化推進対策、特別調整促進加算(産地づくり交付金)については、引き続き検討

米価下落対策の基本的な仕組み

- ・面積による定額払いとし、生産者拠出金を廃止。価格変動方式ではなく、固定方式を基本としての支払(ただし、経営安定対策による補てんの範囲内)
- ・交付単価について、担い手への集積に取り組む場合の加算を設けた二階建て
- ・交付面積は担い手の育成・増加の見通し等を踏まえて、期間中に漸減するようあらかじめセットし、経営安定対策への移行を誘導

(品目横断的経営安定対策へ移行)

(その実効性を確保し、実施)